

北上市告示甲第4号

北上市障害者等移動支援事業、地域活動支援センター事業、訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業の利用手続要綱（平成18年北上市告示第108号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づく地域生活支援事業として、同条第1項第8号の移動支援事業、同項第9号の地域活動支援センター事業、<u>同条第3項</u>の規定に基づき実施する訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業の利用手続に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づく地域生活支援事業として、同条第1項第8号の移動支援事業、同項第9号の地域活動支援センター事業、<u>同条第5項</u>の規定に基づき実施する訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業の利用手続に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	